

宿泊型自立訓練

知的障害または精神障害のある方に対して、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上するための支援、生活等に関する相談・助言などの必要な支援を行います。

対象者

自立訓練（生活訓練）の対象者のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している方等であって、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援が必要な知的障害のある方または精神障害のある方。

サービスの内容

利用者が居室その他の設備を利用しながら、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、次のようなサービスを行います。

- 生活訓練
- 入浴、整容、着替えなどの支援
- 生活等に関する相談、助言
- 健康管理